

奄美市封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）に基づき、封筒への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 封筒に掲載できる広告は、基本要綱第3条の規定によるものとし、広告の内容に期限、季節等を限定する記載のある広告は、該当しないものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載申込みの対象者は、奄美市が使用する封筒に広告を掲載し、その対価として同封筒を市に無償で納品できる者とする。

2 広告案は、広告主が作成するものとする。

3 広告掲載封筒納品希望者は、広告掲載封筒納品申込書（別記第1号様式）に広告案、納税証明書等を添えて市長が定める期間内に申し込まなければならない。

(封筒の規格等)

第4条 封筒の用途及び利用見込枚数については、次のとおりとする。ただし、封筒の規格、枚数、紙質及び印刷の色、また広告の枠数については、市と協議のうえ決定する。

用途	利用見込枚数
郵送用封筒	角形 2万枚/年
	長形 16万枚/年
窓口配布用封筒	4万枚/年

- 2 封筒の申込みについては、1口を1,000枚として募集し、申込み口数は制限しない。

(広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、協議の上決定する。また、封筒の表面には、奄美市の住所、代表電話番号、シンボルマーク等を印刷しなければならない。

- 2 広告掲載箇所の上部に「広告」の表示をしなければならない。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は、作成した封筒を納品した日から1年間または納品枚数が無くなる日までとする。

- 2 広告主の申出により、広告内容の変更や広告掲載の取消しを行う場合は、広告主がこれに要する費用を負担するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、基本要綱第9条の広告審査会を経て、速やかに、広告掲載の可否を決定し、広告掲載封筒納品決定通知書（別記第2号様式）により広告掲載封筒納品希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、決定に当たり、広告等の内容に訂正、削除等が必要な場合は、広告主に対して広告等の内容の修正、削除等を求めることができる。

(封筒の納品期限・納品場所)

第8条 納品期限は、協議の上決定する。また、納品場所は、財政課の指定する場所とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

申込者

住所（所在地）

氏名（名称） 印

電話番号

担当部署・氏名 印

広告掲載封筒納品申込書

奄美市広告掲載封筒を無償で納品する広告業者の募集に関し、奄美市有料
広告掲載に関する基本要綱，奄美市有料広告掲載基準及び奄美市封筒広告掲
載取扱要領を遵守し，下記のとおり申し込みます。

記

用途・規格	【用途】 【規格】
納入枚数	【枚数】 口 枚
広告掲載期間	納品した日から納品枚数が無くなる日までとする。
事業内容	
広告内容	
備考	

※添付書類 広告案，納税証明書等

第2号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

奄美市長

印

廣告掲載封筒納品決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載封筒納品について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 広告掲載封筒の納品を決定する。 【用途】 【規格】 【納入枚数】 口 枚
	☐ 広告掲載封筒の納品を決定しない。 (理由)
掲 載 期 間	納品した日から納品枚数が無くなる日までとする。
納 品 期 限	年 月 日
備 考	

